

平成19年度 第1回 横浜市救急医療検討委員会 次第

平成19年 7月 3日 (火)

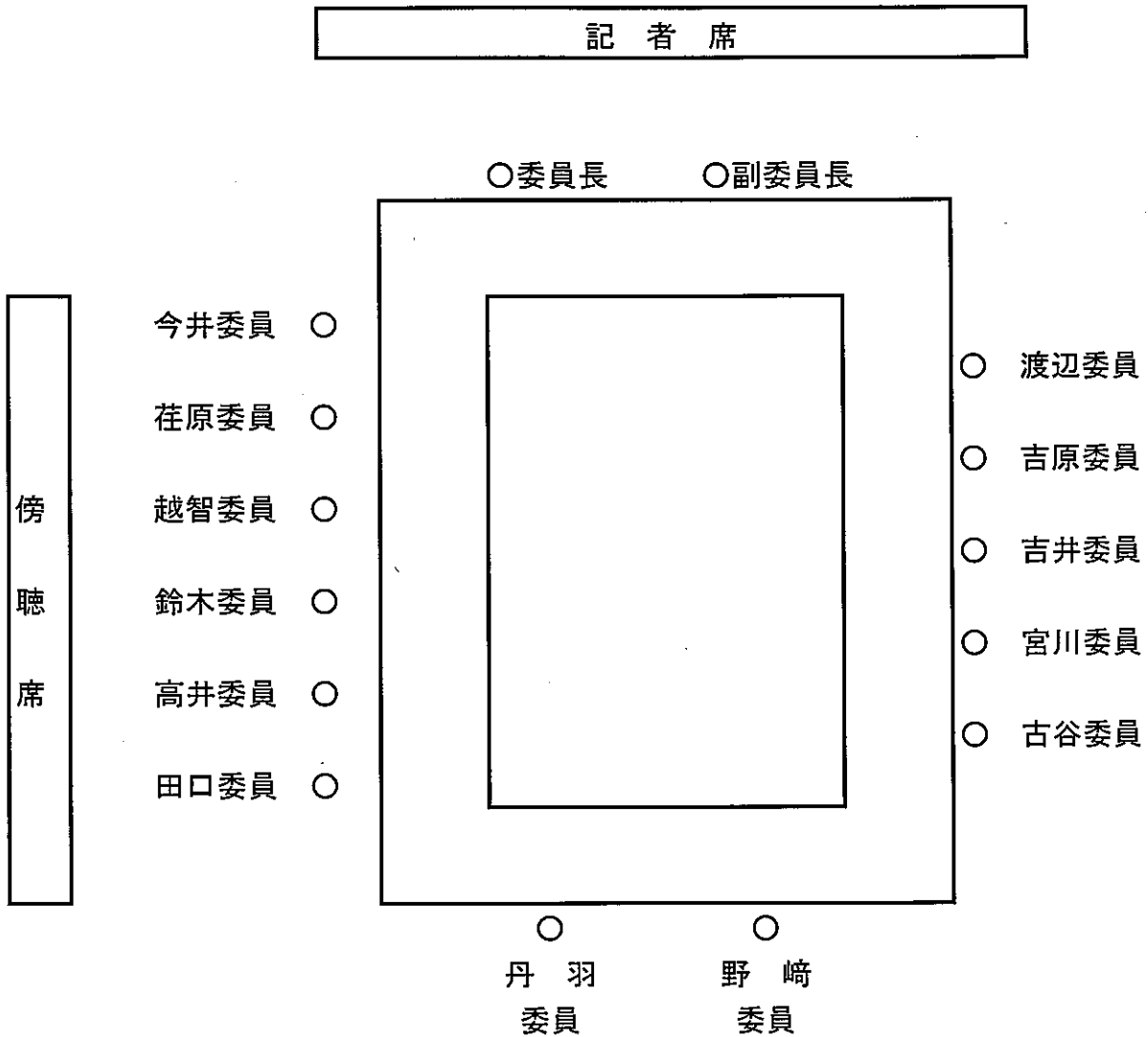
午後7時から

市庁舎5階 特別会議室

- 1 開 会
健康福祉局医療政策課救急・災害医療担当課長
松原 正之
- 2 あいさつ
健康福祉局担当理事 大浜 悦子
- 3 委員の紹介
- 4 委員長・副委員長の選任
- 5 議 事
 - (1) 横浜市の救急医療体制の概要及び本委員会での検討経過について
 - (2) 横浜市の救急医療の検討課題と本委員会の進め方について
 - (3) その他
- 5 その他

次回開催 (予定) 平成19年8月7日 (火)
午後7時から
市庁舎5階特別会議室

平成19年度 第1回 横浜市救急医療検討委員会 席次表



健康福祉局		安全管理局	
健康福祉局担当理事	大浜 悦子	警防部長	高橋 規夫
保健医療部長	石渡 雅和	警防部救急課長	菊池 清博
医療政策課長	赤岡 謙	救急課救急指導係長	川村 滋
救急・災害医療担当課長	松原 正之		
医療政策課病院調整担当課長	新井 勉	健康福祉局 医療政策課	
医療政策課担当係長	川崎 洋和	TEL : 045-671-2466	
医療政策課	長澤、中嶋	FAX : 045-663-4469	

平成19年度横浜市救急医療検討委員会委員名簿

	氏名	選出区分	現職・履歴等
1	今井 三男 いまい みつお	医療関係者	横浜市医師会長
2	荏原 光夫 えばら みつお	医療関係者	横浜市病院協会会長
3	越智 登代子 おち とよこ	市民	ジャーナリスト
4	鈴木 範行 すずき のりゆき	医療関係者	市民総合医療センター 高度救命救急センター長
5	高井 佳江子 たかい かえこ	有識者	弁護士
6	田口 進 たぐち すすむ	医療関係者	昭和大学横浜市北部病院長
7	丹羽 勝子 にわ かつこ	市民	オフィスポケット株式会社 代表取締役
8	野崎 正之 のざき まさゆき	有識者	横浜市小児科医会会長
9	古谷 正博 ふるや まさひろ	医療関係者	横浜市医師会常任理事
10	宮川 政昭 みやかわ まさあき	有識者	横浜市内科学会会長
11	吉井 宏 よしい ひろし	医療関係者	横浜市病院協会副会長
12	吉原 克則 よしはら かつのり	有識者	東邦大学大森病院 救命救急センター部長
13	渡辺 古志郎 わたなべ こしお	医療関係者	横浜市立市民病院長

五十音順；敬称略

横浜市救急医療検討委員会設置要綱

制定 平成17年7月13日（市長決裁）

（設置目的）

第1条 横浜市の救急医療体制のより一層の充実を図るため、救急医療体制の現状を把握するとともに、救急医療体制の課題や解決策等を話し合い、その意見や提案を横浜市の救急医療行政に反映していくため、横浜市救急医療検討委員会（以下「本会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 本会は、次の内容を協議し、協議結果を市長に報告する。

- (1) 横浜市の救急医療の充実に関すること
- (2) その他、本会において調査・検討が必要とされる事項

（構成）

第3条 本会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 医療関係者
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 本会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、本会を主宰し、会議を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 本会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 本会に特定の分野の救急医療体制について専門的に検討を行うため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(会議の公開)

第8条 本会の会議は、原則として公開とする。

- 2 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、委員長が定めることとし、申込み先着順とする。
- 4 傍聴者は、委員長の指示に従い、委員長はこれに違反する者に、会場からの退去等必要な命令を行うことができる。

(会議の非公開)

第9条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)

第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(庶務)

第10条 本会の庶務は、健康福祉局保健医療部医療政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則(制定 平成17年7月13日 衛医政第121号 市長決裁)

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。